

令和 7 年度第 2 回鎌倉市介護保険運営協議会 議事録

開催日時 令和 7 年 1 0 月 2 3 日 (木)
午後 6 時から午後 7 時 20 分

開催方法 オンライン

出席者

【委員】 峯尾委員長、渡部副委員長、角田委員、竹内委員、
長雄委員、山岡委員 (計 6 名)

(欠席) 宮下委員、氏家委員、小川委員、渡辺委員 (計 4 名)

【事務局】 介護保険課
鈴木課長、安齋課長補佐、仁田原
高齢者いきいき課
村松課長、進士係長、葛西、千葉

【傍聴者】 なし (10 月 14 日～10 月 17 日募集)

開催について

介護保険条例施行規則第 12 条第 5 項に基づき過半数の委員の出席により成立

議題 (1) 令和 7 年度鎌倉市指定地域密着型サービス事業者公募について

事務局 (介護保険課) から資料に基づき、第 9 期 鎌倉市高齢者保健福祉計画
(令和 6 年度～令和 8 年度) 内にて整備目標が未達成である

- ・看護小規模多機能型居宅介護 (1 事業所)
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (2 事業所)

について地域密着型サービス事業所の公募を行うこと、公募する地域は鎌倉市内全域であること、併せて公募から選定までのスケジュール、今回の公募では看護小規模多機能型居宅介護の運営を希望する事業所に有償で市有地を貸し付けることができること等について説明を行ったところ、以下の質疑応答があった。

委員 : 市が所有する土地を現在は駐車場として貸しているということだが、貸出先へは、選定事業所の希望があれば、有償で貸付することを説明しているのか。

事務局 : 現在この市有地は、公的不動産活用課が管理しているが、まだ境界が決まっていないこともあり、駐車場利用者にも話していないと

思う。一年契約であると聞いているので更新しなければ終了すると理解している。

委員より議題1について質疑終了後承認

議題（２）鎌倉市指定地域密着型サービス事業者に係る休止期間の取扱いについて
事務局（介護保険課）から、本市の介護保険事業計画を円滑に執行するため、事業所の休止期間の上限を６か月と定め、その後、状況を鑑み、休止を延長するか、廃止するか対応することとすること、また、この取扱は令和７年１０月１日から適用とし、それ以前届出がされた事業所については対象外とする旨、資料に基づき説明を行ったところ、以下の質疑があった。

委員：休止期間を６か月にし、更に延長するときは再提出するとのことだが、何回までという定めは作らなくていいのか。

事務局：休止期間については建て替えによるもの、人員不足によるものなどそれぞれの状況があるので、特に回数は定めず、６か月で状況を再度確認するようにしたい。

委員：現在休止届を出しているところは適用外でいいのか。

事務局：そのとおり。

委員：適応外となった事業所もあるが、休止期間の変更について周知をしてほしい。

事務局：了解した。

委員：現在休止している事業所はいくつあるか。

事務局：現在地域密着型サービスの休止は２事業所。そのうち建て替えによる休止は１事業所、その他鎌倉市が指定している事業所全体では８事業所ある。

委員：休止の事業所数が多いようだ。適応外となった事業所もあるが、休止期間の変更について事業所に周知を徹底してほしい。

議題２についての質疑終了後了承

議題（３）令和６年度鎌倉市地域包括支援センター事業評価の実施方法について

事務局（高齢者いきいき課）から令和６年度鎌倉市地域包括支援センター事業評価実施要領案に基づき、令和６年度鎌倉市地域包括支援センター事業評

価の事業評価の目的、実施方法、スケジュール、評価項目等について説明を行った。（委員からの質疑はなし）

議題 3 については了承

報告（１）鎌倉市指定地域密着型サービス事業者に係る更新及び休止について

事務局（介護保険課）から資料に基づき地域密着型サービス事業所において令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 10 月 1 日中に指定更新を行った 5 事業所及び休止となった 1 事業所について報告を行い、以下の質疑があった。

委員：現在休止届が出ているところは、休止期間に併せて再度状況確認を行うということでよいか

事務局：その通り

報告（２）令和 6 年度鎌倉市地域包括支援センター活動報告及び収支報告について

事務局（高齢者いきいき課）から資料に基づき、令和 6 年度の地域包括支援センターの活動報告及び収支報告を行い、以下の質疑があった。

委員：資料が膨大となっており、報告を読み込むのに労力がかかるので簡略化できないか。

事務局：令和 7 年度の事業計画から簡略化した書式を使用しているので、令和 7 年度の事業報告からは簡略化したものにする予定です。

委員：地域包括支援センターの収支報告や活動報告数を横並びにして比較するものがあるとよい。

事務局：了解した。

委員：地域の住民の方が、自分が住んでいる地域の担当包括がどこか分からないといった意見が聞かれた。現在は、包括支援センターの名称が法人名等になっているが、担当地域がわかりやすいような名称にするのはどうか。

事務局：検討します。

報告（３）令和 6 年度鎌倉市地域ケア会議の実施状況について

事務局（高齢者いきいき課）から資料に基づき、令和 6 年度に開催された地域ケア会議の回数、ケース分類、傾向等について報告を行い、以下の質疑があった。

委員：地域ケア会議の開催数について、目標を設定しているか。

事務局：事業計画において、1 年度内に 3 回と設定しています。

委員：地域包括支援センターささりんどうは、3 回に至っていないがどうい

った理由があるか。

事務局：地域包括支援センターささりんどうに確認したところ、地域ケア会議の開催に至る前に、支援体制の構築がスムーズに行えているケースが多かったとのこと。ただし、目標設定を3回に設定しているので、今年度については3回達成するように指示をしました。

委員：地域ケア会議の内容を見ると、個別ケースが多いように思うが地域課題を話し合うような会議は開催されないのか。

事務局：地域課題について話し合うものとして、地域の関係者を集めた小地域ケア会議というものを開催している。

報告（４）鎌倉市介護保険運営協議会における調査審議事項の追加および保健福祉事業の制定に関する条例改正について

事務局（介護保険課）から資料に基づき、以下の報告を行った。

- ・条例に規定された鎌倉市介護保険運営協議会の調査審議を「介護保険制度の運営に関する事項」に改め、当協議会で保健福祉事業について調査審議してもらうこと。

- ・保健福祉事業は保険料100%で実施する事業であるため、保健福祉事業の実施を条例に規定し、事業内容は鎌倉市介護保険運営協議会で調査審議が必要であること。

- ・保健福祉事業において、地域支援事業の「任意事業として実施している紙おむつ支給事業」及び「介護予防・生活支援サービス事業の訪問型、通所型サービス〇」の事業費の上限額を超えた額に対して保健福祉事業として実施する予定であること。

- ・条例改正後、次回の鎌倉市介護保険運営協議会で保健福祉事業について調査審議してもらい、令和8年4月1日から施行すること。

（委員からの質疑はなし）

4 その他

令和7年度第3回介護保険運営協議会は令和8年1月開催予定であることを事務局から案内した。開催方法（オンライン、または対面式）については、後日調整。

5 閉会

以上